

介護保険料減免のお知らせ

対象者

下記の事項①～③のすべてに該当する方(例外として①～③のいずれか一つが欠けた場合でも④に該当する方が対象となります)。

- ①世帯の年間収入額が生活保護基準以下であること
- ②市町村民税課税者に扶養されていないこと
- ③資産等(自宅以外)を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること
- ④その他、広域連合長が上記に準ずると認める者

承認後の介護保険料

八重瀬町 第3ランク

区分	対象者	保険料率	保険料年額		(年額単位:円)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.5	33,636	1/2減へ	保険料年額 16,818
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.65	43,726		第1段階の 保険料へ
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人	基準額×0.75	50,454		
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額	67,272		
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	84,090		
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	100,908		

※保険料の減額は、承認されたのち変更されます。(ただし、承認前の納期に係る保険料は減額されません。)

申請に必要なもの

○持参していただくもの

- ・印鑑(認印可)
- ・年金支給通知書等(年金額が確認できるもの)
- ・被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳
- ・有価証券・身体障害者手帳・加入している健康保険証
- ・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの

○市町村役場にて発行してもらうもの

- ・資産評価証明書(資産がない場合は無資産証明書)

【問い合わせ先】

- 沖縄県介護保険広域連合 〒904-0197 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2
TEL 098-921-7802(会計課賦課徴収係)
- 八重瀬町役場 TEL 098-998-9598(社会福祉課老人・介護係)

◆一定規模以上の土地取引には届出が必要です◆

一定規模以上の土地を取得した場合、契約を結んだ日を含めて2週間以内に、その土地の所在する市町村に届出が必要です。

届出が必要な土地の面積

市街化区域	2,000㎡
市街化区域以外の都市計画区域	5,000㎡
都市計画区域外(旧具志頭村)	10,000㎡

【問い合わせ先】

- 八重瀬町役場 企画財政課 TEL 098-998-2668
- 沖縄県土地対策課 TEL 098-866-2040